

特 約 事 項

甲=賃貸人 乙=賃借人

第1条(賃料等の支払)

乙が賃料等の支払いについて、ライフカード㈱が行う立替払委託及び保証委託の制度を利用する場合は、ライフカード㈱を通じて甲に支払うものとし、その内容については別途乙とライフカード㈱間で締結する立替払委託契約及び保証委託契約に定める方法によるものとする。

第2条(ライフマスタークードの年会費)

前条乙において、ライフカード㈱からライフマスタークードが発行された場合において、初年度は年会費無料、2年目以降は年会費1,250円(税抜)をライフカード㈱に対し支払うものとする。但し、年間に一回以上、本家賃会員制度以外にライフマスタークードの利用があった場合は、次年度の年会費は無料とする。なお、税制改正が施行された場合は、改正後の税率が適用されるものとする。

第3条(更新保証料の支払)

乙と賃貸あんしん保証㈱との保証委託契約の更新保証料が発生した場合は、賃貸保証委託契約書の保証委託契約年数に基づき、乙とライフカード㈱間で締結する立替払委託契約及び保証委託契約に定める方法により引落しを行うものとする。但し、引落しの手数料は不要とする。

第4条(乙とライフカード㈱間で締結する立替払委託契約及び保証委託契約に基づく支払停止後の賃料等の支払)

前記乙とライフカード㈱間で締結する立替払委託契約及び保証委託契約に基づく支払いが停止になった場合、以後乙は賃貸あんしん保証㈱との間の賃貸保証委託契約書第3条2項の保証料、滞納賃料(ライフカード㈱への滞納支払金)、通常賃料等を各約定に基づき賃貸あんしん保証㈱が指定する口座に支払わなければならない。

第5条(賃貸借契約の解除事由)

甲は、下記事由のいずれかが発生することによっても本件賃貸借契約を解除することができる。

- 1 乙がライフカード㈱に対する支払債務を滞納し、乙とライフカード㈱間で締結する立替払委託契約及び保証委託契約に基づく支払いが停止になった場合。
- 2 乙が賃貸あんしん保証㈱に対する支払債務を3ヶ月分以上滞納した場合。

第6条(賃貸借契約の当然終了)

乙とライフカード㈱間で締結する立替払委託契約及び保証委託契約に基づく支払が停止になった後、無断不在を1ヶ月以上継続した場合は、本件賃貸借契約は当然に終了する。

第7条(賃貸借契約終了時の精算手続)

敷金、保証金等賃貸借契約終了時に甲より乙に返還すべき金員がある場合において、乙の賃貸あんしん保証㈱に対する未払債務が存するときは、甲またはその物件を管理する管理会社が当該金員を上記未払債務の弁済に充てることを乙は予め同意する。

第8条(残置物の処分)

本物件の明渡しが成立した場合、その物件に残置された残置物、放置車両等の所有権を放棄したものとし、甲またはその物件を管理する管理会社または賃貸あんしん保証㈱においていかなる処分をしても乙は何ら異議申し立てしない。

第9条(合意管轄裁判所)

乙は、第1条に定める支払い制度に係る保証委託契約について紛争が生じた場合、賃貸あんしん保証㈱の本社、各支店、営業所を管轄する簡易裁判所を訴額に関わらず管轄裁判所とすることに同意する。但し、甲と乙との間の建物明渡し訴訟と併合された場合は、賃貸あんしん保証㈱の本社、各支店、営業所を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とすることに同意する。

第10条

本特約条項に矛盾する本契約書の各条項は、本特約条項により変更されたものとする。

以上の特約事項を通して理解の上、署名・押印いたします。

賃借人 _____



No.S9-008- 2015.1.1